

令和元年 12 月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(令和元年12月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 84 号	湖西市霊きゅう自動車使用条例を廃止する条例制定について
議案第 85 号	湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について
議案第 86 号	湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定について
議案第 87 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第 88 号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第 89 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 90 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 91 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 92 号	湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 93 号	湖西市交通遺児等福祉事業基金条例の一部を改正する条例制定について
議案第 94 号	湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 95 号	市有地の処分について
議案第 96 号	市道の路線の認定について
議案第 97 号	市道の路線の廃止について
議案第 98 号	市道の路線の変更について
議案第 99 号	令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 100 号	令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 101 号	令和元年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 102 号	令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 103 号	令和元年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1

会議録署名議員の指名

10 番 佐原佳美

11 番 吉田建二

令和元年 11 月 22 日

湖西市議会議長 加藤弘己

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 27 日間とする。

令和元年 11 月 22 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

議案第 84 号

湖西市霊きゅう自動車使用条例を廃止する条例制定
について

湖西市霊きゅう自動車使用条例（昭和 43 年湖西市条例第 15 号）を廃止する条例を
次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市霊きゅう自動車使用条例を廃止する条例

湖西市霊きゅう自動車使用条例（昭和 43 年湖西市条例第 15 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定 について

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 204 条第 2 項及び第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 この条例において「給与」とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当（年末年始勤務手当及び待機手当に限る。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、同項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号。以下「給与条例」という。）第 3 条第 1 項に掲げる給料表（年度内において当該給料表が改正された場合は、改正前の給料表。以下この

項及び次項において「給料表」という。)によるものとし、当該フルタイム会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する一般職に属する常勤の職員(以下「一般職常勤職員」という。)に適用される給料表を適用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及びその号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、一般職常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第5条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、一般職常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当(年末年始勤務手当及び待機手当に限る。)、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当については、一般職常勤職員の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6か月以上の者に限る。)の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの直近の金曜日)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6か月以上の者とみなす。

3 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。)として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任

期と前会計年度の任期（任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間）を通算した期間を第1項の任期とみなす。

- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。
- 6 第4項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
- 7 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、一般職常勤職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額）

第8条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、日額として定める。ただし、勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は、月額又は時間額として定めることができる。

- 2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 前3項の基準月額は、当該各項のパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務等に係る報酬)

第9条 前条に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、一般職常勤職員に支給される特殊勤務手当（年末年始勤務手当及び待機手当に限る。）、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「6か月以上」とあるのは「6か月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上」と、同条第2項及び第3項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第5項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料の月額」とあるのは「報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と、同条第7項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第11条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給し、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 報酬は、職員の申出により口座振替の方法により支払うことができる。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第12条 次の各号に掲げる報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第8条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第8条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

2 前項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を算定する場合において、算定した額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第 13 条 月額又は日額により報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給のものに限る。）による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第 14 条 パートタイム会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第 11 条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1 か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める額とする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第 15 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、出張に係る費用を弁償する。

2 出張に係る費用の弁償は、湖西市職員の旅費支給条例（昭和 30 年湖西市条例第 13 号）の適用を受ける職員の旅費の例による。

(休職者の給与)

第 16 条 法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第 17 条 法第 25 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(1) 静岡県市町村職員共済組合の貯金及び償還金

(2) 前号に掲げるもののほか、これに準ずるもので、市長が定めるもの

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条第 3 項（第 10 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員」とあるのは「会計年度任用職員」とする。

別表（第3条関係）

等級別基準職務表

給料表の種類	職務の級	基準となる職務
給与条例第3条第1号に掲げる行政職給料表(1)	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	高度な知識又は経験を要する業務を行う職務
給与条例第3条第1号に掲げる医療職給料表(3)	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	高度な知識又は経験を要する業務を行う職務

湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定について

湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づき徴収する区域外流入に係る分担金（以下「分担金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域外流入 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 24 条第 1 項の許可（以下「物件設置許可」という。）を受け、同法第 4 条第 1 項の事業計画において定めた予定処理区域の外の土地に係る汚水を公共下水道に流入させることをいう。
- (2) 受益者 区域外流入に係る土地の所有者（当該土地が地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下この号及び次条において「地上権等」という。）の目的となっている場合においては、地上権等を有する者（当該地上権等を有する者と当該土地の所有者とが協議して分担金の徴収を受ける

者を定め、その旨を市長に申し出た場合は、当該分担金の徴収を受ける者))
をいう。

(分担金の額)

第3条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する区域外流入に係る土地の地積に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。

汚水を流入させる処理区域（下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。）	金額
浜名湖処理区	1平方メートル当たり 410円
新居処理区	1平方メートル当たり 400円

(分担金の賦課及び徴収)

第4条 市長は、区域外流入に係る物件設置許可をしたときは、当該物件設置許可に係る受益者の分担金について前条の規定により額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納期その他必要な事項を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、一括して徴収するものとする。

(分担金の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公共の用又は公用に供している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (3) 前2号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につ いて

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 30 年湖西市条例第 20
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第 2 項中「あつて
も」を「あっても」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適
用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第
1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年湖西市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬)」を加える。

(湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年湖西市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 湖西市職員の育児休業等に関する条例(平成4年湖西市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条()」の次に「これらの規定を」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。))

(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前の日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なる

ときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定す

る認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の 2 号を加える。

(7) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は第 2 条の 4 の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第 4 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 7 条第 1 項中「している職員」の次に「（地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 10 条第 2 号中「第 14 条第 1 号」を「第 13 条第 1 号」に改め、同条第 7 号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 11 条第 1 号中「期間」の次に「（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを 4 週間ごとに区分することができない場合にあっては、任命権者の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を 1 週間、2 週間、3 週間又は 4 週間に区分した各期間）」を加え、同条第 2 号中イ及びロを削り、同号に次のように加える。

ア 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。

イ 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日と

し、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

第16条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第17条第1項中「正規」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規」に改め、「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（2時間を超える場合にあっては、2時間）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第18条中「同条例」を「給与条例」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第14条第1項」とあるのは「湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和 年湖西市条例第 号）第13条」と、「給与条例第22条」とあるのは「同条例第12条第1項」と、「給与額」とあるのは「報酬額」とする。

(湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 5 条 湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

(湖西市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正)

第 6 条 湖西市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成 18 年湖西市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例)

第 7 条 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表家庭児童相談員の項及び社会教育指導員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 88 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 29 年湖西市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(湖西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(湖西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 湖西市病院事業の設置等に関する条例（平成22年湖西市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 89 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（湖西市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次
のように改正する。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300

29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	

63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	450,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	450,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	451,100	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,500	393,300			
95		295,200	343,100	381,900	393,600			
96		295,600	343,500	382,300	393,800			

97		295,800	343,700	382,600	394,000				
98		296,100	344,100	383,100	394,300				
99		296,500	344,500	383,500	394,600				
100		296,900	344,800	383,900	394,800				
101		297,100	345,100	384,200	395,000				
102		297,400	345,500	384,700	395,300				
103		297,800	345,900	385,100	395,600				
104		298,100	346,300	385,500	395,800				
105		298,300	346,800	385,800	396,000				
106		298,600	347,200	386,300	396,300				
107		299,000	347,600	386,700	396,600				
108		299,300	348,000	387,100	396,800				
109		299,500	348,500	387,400	397,000				
110		299,900	348,900	387,900					
111		300,300	349,200	388,300					
112		300,600	349,500	388,700					
113		300,800	350,000	389,000					
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条の2に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500

30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200

64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		

98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200		
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700		
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200		
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800		
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300		
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800		
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200		
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300		
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900		
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
114	293, 700	324, 900	357, 700	376, 300		
115	294, 100	325, 300	358, 200	376, 800		
116	294, 400	325, 600	358, 600	377, 300		
117	294, 700	325, 800	359, 000	377, 900		
118	295, 000	326, 100	359, 400	378, 300		
119	295, 300	326, 500	359, 900	378, 800		
120	295, 700	326, 700	360, 400	379, 300		
121	296, 000	326, 900	360, 800	379, 900		
122	296, 400	327, 200	361, 300	380, 300		
123	296, 700	327, 500	361, 800	380, 800		
124	297, 100	327, 800	362, 300	381, 300		
125	297, 300	328, 000	362, 600	381, 900		
126	297, 500	328, 300		382, 300		
127	297, 800	328, 700		382, 800		
128	298, 200	328, 900		383, 300		
129	298, 400	329, 100		383, 900		
130	298, 700	329, 300		384, 300		
131	299, 100	329, 700		384, 800		

132	299, 500	329, 900		385, 300		
133	299, 700	330, 200		385, 900		
134	300, 000	330, 600				
135	300, 400	331, 000				
136	300, 700	331, 400				
137	300, 900	331, 700				
138	301, 200	332, 100				
139	301, 600	332, 500				
140	301, 900	332, 900				
141	302, 100	333, 200				
142	302, 500	333, 600				
143	302, 900	333, 900				
144	303, 200	334, 300				
145	303, 400	334, 600				
146	303, 600	335, 000				
147	303, 900	335, 400				
148	304, 300	335, 800				
149	304, 500	336, 100				
150	304, 700	336, 500				
151	305, 000	336, 900				
152	305, 300	337, 300				
153	305, 700	337, 600				
154	305, 900					
155	306, 100					
156	306, 400					
157	306, 700					
158	307, 000					
159	307, 300					
160	307, 600					
161	308, 000					
162	308, 300					
163	308, 600					
164	308, 900					
165	309, 300					

	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、訪問看護ステーションに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。ただし、第25条の2に規定する職員を除く。

第2条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

第3条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の2を削る。

第7条を次のように改める。

(給与からの控除)

第7条 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助会の会費及びその構成員のための福利厚生事業に係る経費
- (2) 地方公務員法第53条の規定により登録を受けた職員団体の組合費及びその構成員のための福利厚生事業に係る経費
- (3) 団体扱いの契約に基づく保険料及び預金
- (4) 静岡県市町村職員共済組合の貯金及び償還金
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので、市長が定めるもの

第20条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第25条の2の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、「予算の範囲内で」を削り、「任命権者が」を「条例で」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条中第20条の2の改正規定 令和元年12月14日
 - (2) 第2条の規定及び第3条中第25条の2の改正規定 令和2年4月1日
- 2 第1条の規定（湖西市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成31年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和元年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 90 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 222.5」を「100 分の 227.5」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 227.5」を「100 分の 225」に改める。

附 則

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 91 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 92 号

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長、開票管理者の項中「10,600 円」を「10,800 円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600 円」を「12,800 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100 円」を「11,300 円」に改め、同表選挙立会人、開票立会人の項中「8,800 円」を「8,900 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700 円」を「10,900 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500 円」を「9,600 円」に改め、同表指定病院等の不在者投票における外部立会人の項中「10,700 円」を「10,900 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 93 号

湖西市交通遺児等福祉事業基金条例の一部を改正する
条例制定について

湖西市交通遺児等福祉事業基金条例（平成 7 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市交通遺児等福祉事業基金条例の一部を改正する
条例

湖西市交通遺児等福祉事業基金条例（平成 7 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条中「向上」の次に「及び交通事故の防止対策」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 94 号

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「償還免除、一時償還、違約金及び」を削り、「支払猶予」の次に「、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」を加え、「第 14 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条まで」を「第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 95 号

市有地の処分について

下記のとおり市有地を売り払いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------|
| 1 売 払 い の 目 的 | 普通財産の売払い |
| 2 売 り 払 う 土 地 | 所在地 湖西市岡崎 1568 番外 24 筆
地 目 山林等
面 積 67,847 平方メートル |
| 3 売 払 価 格 | 149,263,400 円 |
| 4 売 払 い の 相 手 方 | 湖西市入出 350 番地の 1
ユニクラフトナグラ株式会社
代表取締役 名倉 喜英 |

議案第 96 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
横須賀西向線	湖西市入出 字横須賀	湖西市入出 字西向	

議案第 97 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の廃止をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
横須賀無量寺線	湖西市入出 字横須賀	湖西市入出 字浮田	
入出 49 号線	湖西市入出 字西向	湖西市入出 字西向	

議案第 98 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線の変更をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	新旧別	起 点	終 点	重要な経過地
鈴木自動車 2 号線	旧	湖西市白須賀 字宿北	湖西市白須賀 字宿北	
	新	湖西市白須賀 字宿北	湖西市白須賀 字宿北	

令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 199,013 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,616,876 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,276,884	69,316	11,346,200
	2 固定資産税	5,641,898	69,316	5,711,214
14	国庫支出金	2,457,829	45,366	2,503,195
	1 国庫負担金	1,772,643	1,218	1,773,861
	2 国庫補助金	653,011	44,148	697,159
15	県支出金	1,172,686	12,670	1,185,356
	1 県負担金	755,745	609	756,354
	2 県補助金	295,931	12,061	307,992
19	繰越金	500,000	34,583	534,583
	1 繰越金	500,000	34,583	534,583
20	諸収入	367,383	4,678	372,061
	6 雑入	212,674	4,678	217,352
21	市債	1,320,600	32,400	1,353,000
	1 市債	1,320,600	32,400	1,353,000
	歳入合計	21,417,863	199,013	21,616,876

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	185,735	740	186,475
	1 議会費	185,735	740	186,475
2	総務費	2,374,759	8,855	2,383,614
	1 総務管理費	1,843,302	6,109	1,849,411
	2 徴税费	306,025	1,048	307,073
	3 戸籍住民基本台帳費	104,594	1,053	105,647
	4 選挙費	83,860	475	84,335
	5 統計調査費	12,816	63	12,879
	6 監査委員費	24,162	107	24,269
3	民生費	6,369,242	43,625	6,412,867
	1 社会福祉費	3,098,002	506	3,098,508
	2 児童福祉費	2,942,326	39,863	2,982,189
	3 生活保護費	328,579	3,256	331,835
4	衛生費	3,069,336	38,192	3,107,528
	1 保健衛生費	628,419	1,543	629,962
	2 清掃費	1,467,490	36,171	1,503,661
	3 環境対策費	27,509	478	27,987
6	農林水産業費	196,768	927	197,695
	1 農業費	186,362	927	187,289
7	商工費	911,609	4,141	915,750
	1 商工費	911,609	4,141	915,750
8	土木費	3,047,311	89,304	3,136,615
	1 土木管理費	80,108	221	80,329
	2 道路橋梁費	817,128	124	817,252
	4 都市計画費	1,980,917	88,463	2,069,380
	5 住宅費	102,767	496	103,263

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,148,074	5,931	1,154,005
	1 消防費	1,148,074	5,931	1,154,005
10	教育費	2,348,297	7,298	2,355,595
	1 教育総務費	477,156	1,143	478,299
	2 小学校費	192,076	△3,624	188,452
	3 中学校費	223,915	132	224,047
	4 幼稚園費	751,986	1,672	753,658
	6 社会教育費	417,959	6,172	424,131
	7 保健体育費	285,205	1,803	287,008
	歳出合計	21,417,863	199,013	21,616,876

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和元年度事務機器等リース料（追加分）	令和2年度～令和3年度	816

第3表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の 目 的	変 更 前			変 更 後			償還の 方 法
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	限 度 額	起債の 方 法	利 率	
道路整備 事業（街 路）	20,200	証 書 借入等	5.0%以 内（ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率）	52,600	証 書 借入等	5.0%以 内（ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率）	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことがで きる。

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋梁費	(都)大倉戸茶屋松線整備事業	318,724

令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,706 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,333,635 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	88,315	8,706	97,021
	1 繰越金	88,315	8,706	97,021
歳 入 合 計		4,324,929	8,706	4,333,635

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	介護給付費	3,907,287	8,706	3,915,993
	1 介護サービス等諸費	3,907,287	8,706	3,915,993
歳 出 合 計		4,324,929	8,706	4,333,635

議案第 101 号

令和元年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和元年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,357,639 千円	△1,169 千円	1,356,470 千円
第 1 項 営業費用	1,177,207 千円	△1,169 千円	1,176,038 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 320,655 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25,019 千円、過年度分損益勘定留保資金 4,999 千円、当年度分損益勘定留保資金 290,637 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 323,026 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25,034 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,208 千円、当年度分損益勘定留保資金 295,784 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	909,404 千円	2,371 千円	911,775 千円
第 1 項 建設改良費	311,816 千円	2,371 千円	314,187 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	79,716 千円	1,202 千円	80,918 千円

(元号の表示)

第 5 条 平成 31 年度湖西市公共下水道事業会計予算の元号の表示については、令和とする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 102 号

令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和元年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,127,620 千円	1,807 千円	1,129,427 千円
第 1 項 営業費用	1,067,032 千円	1,807 千円	1,068,839 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 445,655 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 439,882 千円」に、「建設改良積立金 131,149 千円」を「建設改良積立金 125,376 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	452,935 千円	△5,773 千円	447,162 千円
第 1 項 建設改良費	332,246 千円	△5,773 千円	326,473 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	108,722 千円	△3,966 千円	104,756 千円

（元号の表示）

第 5 条 平成 31 年度湖西市水道事業会計予算の元号の表示については、令和とする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 103 号

令和元年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和元年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	3,600,555 千円	4,557 千円	3,605,112 千円
第 1 項 医業費用	3,488,641 千円	4,534 千円	3,493,175 千円
第 2 項 医業外費用	107,513 千円	23 千円	107,536 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,785,729 千円	4,557 千円	1,790,286 千円

（元号の表示）

第 4 条 平成 31 年度湖西市病院事業会計予算の元号の表示については、令和とする。

令和元年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士